

霧島市条例第42号

令和7年10月3日

霧島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市議会委員会条例の一部を改正する条例

霧島市議会委員会条例（平成17年霧島市条例第302号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第2号中「8」を「9」に改め、同項第3号中「9」を「8」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。